

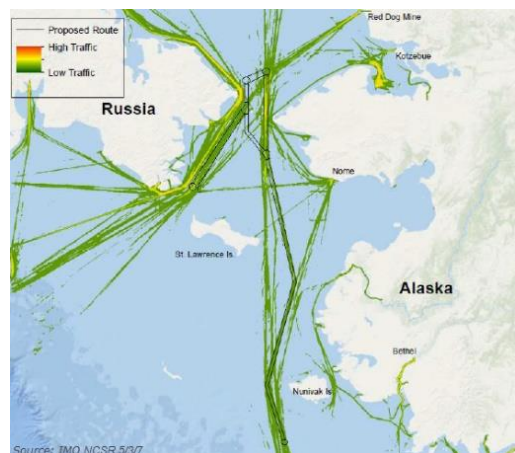
Gard Alert

IMOが初の北極航路を採択

こちらは、英文記事「[IMO adopts first shipping routes into the Arctic](#)」
(2018年5月29日付)の和訳です。

**ベーリング海とベーリング海峡の新たな往復航路制度は、
海難事故や環境災害の低減を目指しています。**

2018年5月に開催された国際海事機関（IMO）の第99回海上安全委員会で、ベーリング海とベーリング海峡における船舶通航用の往復航路制度が可決されました。この議案は、同海域における船舶交通量増加への対応策としてロシアと米国が共同で提出したもので、米国アラスカ州沖とロシアのチュコト半島沖の両国領海に6つの往復航路と6つの警戒水域を設けるものです。また、船舶が文化的・生態系的に重要な沿岸水域を避けて航行できるように、3つの「避航水域」も指定しています。



新たな航路指定制度は2018年12月1日から実施されることとなっており、2017年1月1日発効の極海コード以来はじめてIMOが北極海域で採択する船舶通航方式となります。同制度の採用は任意ですが、総トン数400トン以上の船舶では採用が推奨されています。制度の目的は次のとおりです。

- 船舶衝突リスクを低減し、船舶が衝突回避策を講じる十分な操船余地を確保すること。
- 船舶が冰山と遭遇した場合に冰山を避けられるように、最大限の柔軟性を確保すること。
- 往復航路付近の海域、特にまだ十分な測量が行われていない海域に数多く存在する浅瀬や暗礁、島を船舶が回避できるよう支援すること。
- 船舶が明確に定められた航路を通航できるようにすることで、航行の安全と効率性を高めること。
- 海洋環境（各国政府や国際機関の認定を受けた生息地や生物種を含む）に対する汚染等の損害のリスクを防止・軽減すること。

ベーリング海東部は比較的浅い水域であり、海図上の海洋情報の質も低い場合があります。このため、ベーリング海とベーリング海峡を航行するメンバーにおかれては、各船の船長と船員に対して新たな交通スキームの理解の促し、遵守させるとともに、適宜、海図のアップデートを行っていただきますようお願いいたします。小海図や地理的な位置も含めた詳しい内容については、2017年11月17日付のIMO文書[NCSR 5/3/7](#)及び[NCSR 5/3/8](#)をご覧ください。

本情報は一般的な情報提供のみを目的としています。発行時において提供する情報の正確性および品質の保証には細心の注意を払っていますが、Gardは本情報に依拠することによって生じるいかなる種類の損失または損害に対して一切の責任を負いません。

本情報は日本のメンバー、クライアントおよびその他の利害関係者に対するサービスの一環として、ガードジャパン株式会社により英文から和文に翻訳されています。翻訳の正確性については十分な注意をしておりますが、翻訳された和文は参考上のものであり、すべての点において原文である英文の完全な翻訳であることを証するものではありません。したがって、ガードジャパン株式会社は、原文との内容の不一致については、一切責任を負いません。翻訳文についてご不明な点などありましたらガードジャパン株式会社までご連絡ください。